

第四節 農業協同組合の発足

1 戦前の農業団体

農 会

農事改良・普及および農業政策に関する運動を行なう農民団体が、農会である。農会のそもそもの起りは、明治九年頃から、各地で篤農家を中心となって、種子交換・農談会などが開かれたとき、農商務省がそれらの風潮を汲みあげ、東京において第一回全国農談会を開催、それを機に、大日本農会を設立したことに始まる。この経過から明らかのように、その色彩は官設団体的で、牛馬耕・米の品種改良などの農事改良に力を入れた。明治三十二年（一八九九）政府は農会法を成立させ、農会は「農業改良ヲ行フ法人団体」と規定し、四十三年（一九一〇）には更に法改正をして、中央に帝国農会を、各地方には傘下の系統農会を組織し、農政運動を禁止して純然たる農事改良団体となった。

山形県農会ができたのは、『山形県史』（資料篇）農業編によると、明治三十年九月のようで、比較的早い時期である。県令四十三号で農民は強制加入させられているようであるが、これなどは、農民の意志とは別に、地主層が農民を牛耳るために躍起となった形跡がある。

県農会は、その系統に郡農会、市町村農会を組入れ、専ら技術指導、改良普及などに力を入れてきたようである。その実態を町村農会の動きから探ってみよう。明治四十一年二月、西置賜郡農会から白鷹村農会宛に次のような通牒が入っている。

農第八号

桑園改良及増殖ハ蚕業上刻下ノ急務ナルヲ認メ本年度ニ於テ別紙規程ニ依リ奨励金ヲ交付候条明治四十年四月一日以後桑園ノ新設若クハ植替ヲ為シ規程ニ該当スルモノ有之候ハハ三月十日限り出願候様御指示相成度此段及通牒候也
明治四十一年二月廿七日

白鷹村農会御中

追テ本文期限後到着ノモノハ除外ノ見込ニ候条此段申添候也

〔萩野村
文書〕

西置賜郡農会

第14表 桑園改良奨励金
による桑の植立数調

氏名	本数
安部四右衛門	本 900
紺野 弥蔵	690
横山 佐兵衛	355
川部 伊与次	255
川部 芳衛	1,205
計	3,405

この通牒は桑園改良のため、執励金を出して、桑園の新設や桑の植替えを推進させようとするもので、これによって、植替えを終わった人数、植替え本数を調べると、白鷹村大字萩野だけで第14表の通りである。

植替え、新設などの桑の品種は、赤木・市平・小桑・早生桑などであった。この桑園改良及び増殖奨励金交付については次のような規定があり、それに合致したものにだけ支給された。

桑園改良及増殖奨励金交付規程

- 第一条 桑園ノ改良及増殖ヲ図ランカ為メ本規程ニ遵ヒ豫算ノ定ムル処ニヨリ奨励金ヲ交付ス
- 第二条 奨励金ハ桑園ノ新設若クハ植替一人団地三畝歩以上老町歩以下ニ対シ壱反歩ニ付金八円以内トス
- 第三条 県郡其ノ他団体ヨリ桑苗ノ無代配付ヲ請ケ桑園ノ新設若クハ植替ヲ為スモノニ対シテハ奨励金ヲ交付セス
- 第四条 奨励金交付額ハ植栽反別ニ桑樹ノ種類及数量ニ依リ之ヲ定ム
- 第五条 奨励金ノ交付ヲ請ケントスルモノハ左ノ書類ヲ添付シ郡農会長ニ出願スヘシ
 - 一、植栽若クハ植替地ノ地名地種地目地番及別調
 - 二、全上ノ実測図

三、植栽桑樹ノ種類

四、植栽本数

五、植替ハ前各項ノ外現有桑樹ノ種類数量

第六条 奨励金交付指令ノ後豫定ノ経営ヲ為ササルトキハ指令ヲ取消シ又ハ減額スルコトアルヘシ

第七条 奨励金ハ実査ノ後交付スルモノトス

〔前
書掲〕

こうした規定によつて奨励金を交付しながら、桑園改良や桑苗木の植替えを推進して、専ら技術指導、改良普及に力を入れていた。このようなことは、桑園だけに限らず、稲作についても同様で、苗代品評会を開いて、苗代の改良普及に乗り出したり、また、稲苗代田に発生する「ユリミミズ」の注意書を回覧して対策を指示するなど、病虫害対策にも懸命の努力をした。一風変わったものとして、明治四十三年八月から十一月にかけての堆肥品評会がある。出品物の審査対象としては、堆肥製造場の適否及舎の構造の可否、堆肥原料の良否、堆肥積立法の可否、管理方法の巧拙堆肥品質の良否、製造の多寡、その他などがあげられ、この場合も規則が定められ、それに従つて行なわれている。

農会の責任者は、郡農会は郡長、町村農会は町村長がその任に当たっていたことは、発足事情から考えて当然かも知れない。従つて、内容からみると当然農会長名儀であるべきものが、郡長名儀で通達されているのも多い。経費などもおそらく、行政区から出ていたものであろう。

大正十二年四月一日より郡制が廃止されると、それに伴つて、農会関係の系統もかわり、県農会と町村農会が直結の形にはなったが、飽くまでも系統上の問題で、農会のもっていた本質的なものには変化がなく、各町村役場内に農会係員がいて、県農会と連絡をとりながら仕事を進めていた。

昭和十八年、国全体が臨戦体制の中で、農業団体が制定され、産業組合などと統合して農業会と改称するよう

になり、農会は姿を消すに至った。

産業 組合

地域産業が発展するためには、必要な資金が時に応じて入手できることが大切である。農業もその例外ではない。農業が未発達の時点では、簡単な農具と頑健な体さえあればよかったが、近代化されればされる程資金が必要であり、同時に、仕事によって生み出された利潤を保管し、必要なとき再生産に向けられるように預金しておくことも必要である。そうした要求に応ずるのが、産業組合である。産業組合には、このような資金の貸付、預金の受入れの他、生産物の販売、物資の購買、機械・施設の共同利用など巾広い内容をもつものなので、政府も補助金を交付して助成している。明治四十三年の白鷹村文書に、次の一文がある。

産業組合設立ニ付補助金交付申請

今般当中山区ニ於テ産業組合設立規定ニ依リ信用購買組合設立致候ニ付本部補助規定ニ依リ補助金御交付相成度此段申請候也

西置賜郡白鷹村大字中山信用購買組合組長

大 滝 茂 助

西置賜郡長 武石速水殿

こうして発足した産業組合は、当初から大正初期までは殆んど資金貸付、預貯金を主として扱う信用組合であった。『山形県信連五十年史』から、大正十年三月末現在における、本町内の産業組合を拾いあげると第15表の通りである。

これらの組合は、資本力のない弱小農家、中小企業が僅かの金を出し合って、大きな力に対抗しようとしたものであったが、白鷹村の場合のように、一村に三組合が大字単位に組織されていたのは、組合員数などの面からも、経営上問題があつてのことであろう。出資金は一口三〇円以下というのが県内の実態で、二〇円、一〇円も

第15表 産業組合一覽表

組 合 名	所 在 地	創 立 年 月 日	組 合 長
桂信用購買組合	白鷹村大字中山1,866	明治43年6月9日	鈴木重藏
滝野信用購買組合	〃 大字滝野1,074	〃 44年4月1日	安達清兵衛
高岡信用組合	鮎貝村大字高岡2,197	〃 44年4月5日	小口市郎兵衛
朝日信用購買販売組合	〃 大字深山2,058	〃 44年4月14日	樋口長吉
白鷹信用組合	白鷹村大字萩野2,246	大正2年2月19日	紺野九郎左エ門
荒砥信用購買組合	荒砥町大字石那田1,044	〃 8年1月19日	大友治三郎
蚕桑信用組合	蚕桑村大字横田尻6,706	〃 8年4月4日	金田久吉
※山口信用購買販売組合	〃 大字山口2,957	〃 13年11月22日	大滝藤太次
※高玉信用購買販売組合	〃 大字高玉697	〃 14年1月9日	金田源次
鮎貝村信用組合			

(『山形県信連五十年史』による。但し※印は『蚕桑の郷土誌』による。)

多く、白鷹村中山の桂信用購買組合のように、一口五円というのは、県内でも最低であった。しかし、明治四十四年頃の米価一石一五円四〇銭と比べると、かるに一口一〇円としても、一般農家にとっては高額であったろうから、発起人たちは出資金集めに、それなりの苦労があったことと想像される。

山形県信用組合聯合会が発足したのは、大正十年三月十九日で、その設立発起人名簿の中には、本町から樋口長吉・金田久吉の二名が載っているし、また鮎貝の菅四郎兵衛は、昭和五年四月から同九年六月まで、県信連理事として活躍した。

この産業組合も、昭和十八年の農業団体法によって農業会に統合されて解消した。

2 農業会

国中が戦時体制下に入ると、農業諸団体は、昭和十八年九月、「農業団体法」のもとに統合され、農会・産業組合・養蚕組合などは、統合して農業会となった。言うまでもなく、国家の指導統制の徹底を図るための統合で、同法第十条にあるように、「農業に関する国策に即応し、農

業の整備発達を図る」のが第一義であった。会員は強制加入で、加入脱退に任意性がなく、会長も官長任命という全くの官製団体であった。ただ、農事実行組合だけは、農業会組織外に残されたが、これとて、農業会長でもある町村長が、行政の末端組織として残り、農民を政治的に統制できるようにとった処置であった。こうして全国農業団体は、市町村農業会―県農業会―中央農業会という縦の組織に組入れられ、国策遂行の尖兵的角色を荷うに至った。

では、市町村農業会は、具体的にどんなことを行なったのだろうか。次に、蚕桑村農業会より県知事宛提出された事業報告書の一部を抜粋してみよう。

事業概況（昭和十九年度分）

農村ノ中枢機関トシテ、農業生産物ノ増産、農業ニ関スル統制、必需物資ノ公平ナル配給、国民貯蓄ノ増強等積極的指導運営ニ邁進シ以テ決戦下国策ニ協力セリ

蚕桑村
文書

これは農業会発足第二年目の報告であるが、この文面によっても、全会一致協力して如何に国策遂行に努力したか窺い知れよう。しかし、国民のこうした努力にも拘わらず、戦争は無条件降伏という結末となり、武装解除された兵士や、徴用工として強制就労させられていた多くの人々は、群をなして郷里へ帰ってきた。総ての物資が船倉のために供出させられた後だけに、何もかも不足だらけの中で、再生日本の農業が呼吸し始めたのである。戦争遂行のため、急いで統合されて誕生した農業会は、一転して、終戦後の混乱した農村の收拾役を引受けることになったのである。その実状を同じく蚕桑村農業会の記録から、特に直接農業に関わる事業状況の部分のみを抜粋してみよう。

- 一、農業の指導、奨励發達ニ関スル事項
 本会ニ普通農事技術員二名女子技術員一名養蚕技術員二名全臨時指導員三名設置普通農事養蚕其ノ他農事ニ関スル諸般ノ指導ニ当ラシム
- (一) 食糧増産関係水稻甘藷大小麦大豆等ニ関スル優良品種ノ普及奨励馬鈴薯雜穀ノ優良種苗普及並ニ採種圃ノ設置甘藷貯蔵庫ノ設置水稻大小麦甘藷馬鈴薯ニ対スル耕種改良指導他ノ設置奨励等
- (二) 養蚕関係村内養蚕家ニ於ケル共同稚蚕飼育指導桑園設置各戸巡回指導学校養蚕ニヨル養蚕思想ノ普及低位養蚕家引上指導等尚生繭集荷輸送事業モ行ヘリ
- (三) 労力調整関係村内各農家組合ノ共同作業共同育苗共同催青共同飼育畜力利用講習並ニ女子労力活用指導
- (四) 国民学校学童動員並ニ男女中等学校生徒動員ニ関スル労力調整等
- (五) 農家組合指導農事実行組合、養蚕実行組合耕地整理組合其ノ他関係団体ニ対スル団体指導並ニ運営活動助成等
- 二、農業ノ統制ニ関スル事項
 県本部統制指示ニ従ヒ水稻品種蚕種ノ統制、水田作業、稚蚕共同飼育、家畜並ニ農機具ニ関スル統制、自給肥料増産、病虫害防除施設並ニ作業ノ統制等ヲ行ヘリ
- 三、農業ニ関スル調査及研究ニ関スル事項
 村内耕地調査ニヨル各農家個人別耕地面積調査ニヨル耕地名寄帳ノ作成部落別綜合生産計画ノ樹立家畜ノ調査、篤農家研究發表会水稻耕種改善ニヨル実地研究等
- 四、農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル事項
 春秋二季、農繁託児所開設、村内五ヶ所、農業保険並ニ家畜保険ニ関スル事業、暗渠排水、客工、農道整備、小用排水等ニヨル耕地改良事業、開田開畑等耕地拡張ニ関スル事業、就農対策並ニ指導ニ関スル事業、郷土芸能普及並ニ農村慰安ニ関スル事業等

前掲
文書

この報告書は昭和二十年四月より翌二十一年三月までの、第三年度のものであるだけに、動員などによる労力の問題なども扱かれている。しかし、この年の事業の中心は戦時中から引き継がれた食糧増産である。少ない労力で大きい成果をあげるには、どうしても共同作業に頼らざるを得なかった。戦後農業の省力化という大きな波のうねりがこの頃から起ったと見てもよいし、その意味では農業会の果たした役割は大きいとも言えよう。

この時期に於いて農業会が果たした役割のうち、もう一つの重要なものがある。米穀の供出計画及びその実施である。昭和二十一年度に於ける、鮎貝村農業会の事業計画の概要を見よう。

事業計画ノ概要

- (1) 食糧増産ト農業経営ノ確立
- (2) 産繭ノ確保ト養畜ノ増殖
- (3) 農村必需物資ノ適正配給、米麦雑穀其ノ他供出計画
- (4) 農村電化計画実施
- (5) 貯蓄ノ増強
- (6) 土地改良事業指導実施
- (7) 自作農創設維持事業促進督励

鮎貝村
文書

この事業計画の概要は、昭和二十二年度と略同様である。(1)・(2)に力点を置くことは、当地域の農業団体として当然のことであるが、極度の物資不足の影響から、努力の割合に実効が上がり、勢い、供出制度の計画施行に重点が移ったのも、あながち無理からぬことであつた。

昭和二十二年十一月十九日、政府は占領軍の農民解放指令に基づき、農業共同組合法の制定に伴う農業団体の整理などに関する法律を公布し、それまでの農業団体法は廃止となり、昭和二十三年八月十四日まで、全農業会は解散すべきことを定めた。この法律により、各市町村農業会は急いで解散總會の準備に入り、二十三年三月には總會に提出する財産目録の整理を終えている。蚕桑村農業会の解散總會は、五月であつた。

法律によって誕生させられた町村農業会は、法律によってあわただしくその幕を閉められたのである。

3 戦後の農業団体（行政機関）

農業委員

戦後の農地改革の担い手として、農地の売買に当たった農地委員会と、主要食糧・農産物の生産及び供出制度などを公正且計画的ならしめることを目的として、食糧確保臨時措置法並びに同施行令が公布施行されたことによって発足した農業調整委員、それに、農業改良普及事業を担当した農業改良委員の三者が統合されてきたのが農業委員会である。

第 16 表 白鷹町農業委員会地区別定員

選挙区	地区	定数
第 1 選挙区	蚕桑地区	4 人
第 2 選挙区	鮎貝地区	3 人
第 3 選挙区	荒砥・十王・鷹山地区	5 人
第 4 選挙区	東根地区	3 人
合 計		15 人

農業委員会は、昭和二十六年三月制定された「農業委員会等に関する法律」によって作られたもので、自作農創設維持、農地利用関係の調整、交換分合の処理、更には食糧関係事務、農業振興などについて町村長に建議したり、また諮問に応じたりする委員会である。

委員の構成は選挙による委員と、町村長が選任した委員とから成り、選挙による委員は、一〇名乃至一五名であった。昭和三十二年、町村合併の後をうけて農業委員会も合併したが、合併後の選挙による委員数は第 16 表の通りである。

第 16 表のうち、鷹山地区には針生が含まれている。町長選任の委員は、農協理事及び農業共済組合理事の中から推薦された者各一名の他、議会から推薦された者五名となっている。議会からの推薦は、勿論議員である。

農業委員の選挙権、被選挙権をもつ者は、一〇アール以上の農地を耕作す

る人及びその配偶者・同居家族で、年に六〇日以上農耕に従事する人である。

農業委員会から、一名を県農業会議委員として送っている。現在まで県委員になったのは、小松三郎・湯沢弥四郎・五十公野達美・迎田伊蔵の各氏らである。

農業共済組合 農業共済組合は、昭和二十二年十二月十五日に制定された「農業災害補償法」によって、二十三年四月一日から旧町村単位に発足し、町村合併に伴い、三十二年四月から各組合が合併して、現在の

白鷹町農業共済組合が出来た。

この組合員は、法規の定めるところによって、二〇アール（二反歩）以上の農地を耕作している者及び、養蚕

を一回に〇・五箱以上掃立てる者は全員加入となっている。二〇アール未満の耕作者は、任意に加入してよい。現在の組合員数は、第17表の通りである。

加入する場合、農作物（水稻）・蚕繭・家畜・果樹などの共済目的の種類毎に加入できる。従って、第17表の組合員数は、延人員を示している。共済に伴う負担は、国庫五〇パーセント以上、農家五〇パーセント以内で、農家個々の掛金などは、耕作反別などによって定まっている。

第17表 共済組合員数調

地 区	組合員数
蚕 桑	670人
鮎 貝	483
荒 砥	339
十 王	144
鷹 山	358
東 根	514
合 計	2,508

(昭和51. 4. 1 現在)

共済金は損害に応じて支払われるが、損害の程度については、損害評価員の

評価による。評価員は組合員の中から選ばれるが、第三者の評価に俟つのでなく、組合員自身が評価するもので、大きな特徴と言えるであろう。現在評価員は一〇六名で、内八九名が農作物・蚕繭関係、一七名が果樹関係を担当している。

共済金が支払われる回数が多いのは、果樹共済・家畜共済である。農作物共済は回数は少ないが、一旦損害を

第 19 表 昭和 42 年災害別農作物
共済金支払状況

災 害	共済金総額
旱 害	629,800 円
いもち	1,785,800
水 害	17,549,500
風水害	3,620,700
合 計	23,585,800

(白鷹町農業共済組合調)

農業共済組合のもつ使命のうちもう一つは、損害防除に力を入れることにある。昭和五〇年度においては、薬剤費補助等に一、一二六万四千余円を支出している。こうしたことその他、大型・小型防除機を購入、僅かの使用料で貸し出しなども行ない、災害発生予防に努めている。これらの経費は、国庫補助もあるが、共済掛金の手持金を当てている。農作物・蚕繭共済の場合は、被害を受けない場合、掛金の三分の一を返し（無事戻金）、残り三分の二を積み立て、災害予防にあてている。白鷹町農業共済組合では、これら共済の他、任意加入形式で、建物共

第 18 表 昭和 42 年地区別農作物共済金支払状況

地 区	掛金総額	共済金総額
蚕 桑	1,416,764 円	4,086,400 円
鮎 貝	1,131,576	11,307,000
荒 砥	728,290	3,411,400
十 王	293,941	356,300
鷹 山	805,804	1,174,200
東 根	1,617,725	3,250,500
合 計	5,994,100	23,585,800

(白鷹町農業共済組合調)

受けると、支払われる金額は莫大なものになる。第 18 表は、昭和四十二年度における農作物共済金の支払い状況であるが、この被害は、悲惨を極めた羽越水害によるものである。共済金の額を見ても、鮎貝地区の被害が如何に大きかったかが分る。第 19 表は、この年の農作物共済金を災害別に見たもので、水害による被害の大きかったことが一層明らかである。一般に農作物共済の場合は、農家単位になっており、全体で二割以上の被害があった時支払われることになっているので、支払い回数には少ないのが現実である。養蚕の場合は、霜害による桑園の被害などあるが、これも回数は多くはない。

済・農機具共済なども行なっている。

農業協同組合

第二次世界大戦後、日本を占領した連合国の、重要占領政策の一つは、それまでの地主制度を破壊し小作農民を解放することによる日本の民主化であった。そのために連合国は、昭和二十年十二月農民解放指令を出し、強力に農地解放を推進させた。この結果、多くの小作人が自作化したけれども、いつまた小作人に転落するか分らない要素もあったから、それを防止する制度として新しく農業協同組合法が制定公布された。昭和二十二年十一月である。

こうして農業協同組合（農協）が発足したが、特徴は、市町村単位農協が全国道府県にわたり殆んどもれなく組織され、しかも、農民の有資格者を一〇〇パーセント近く組織し得たことである。農協運動によって、農業が抱える矛盾がすべて打開さるるとはいえないにしても、このように密度の高い組織が、基盤産業である農業界にできたことは大きな意義がある。

(1) 農協設立までの経過

こうした中央の動きの中で、白鷹町地域の旧町村は、どのような動きを示したであろうか。農業協同組合法（農協法）という法律のもとでの動向であるから、各町村とも略同様であったことは当然なので、一例として、蚕桑村農業協同組合の場合を、同組合関係資料をもとに見よう。

農協法が公布されてから、設立までの動きを日を追ってみると、次のようになる（第20表）。

荒砥町・十王村・東根村・鮎貝村は、略同様の動きであった。異なる動きがあったのは白鷹村で、一村中に三農協が組織されたのである。中山農協、萩野農協、折居農協がこれである。しかし、認可をとるまでの手続きなどは、農協法によって規定されているので、同じである。

第20表 蚕桑村農協設立までの経過

年月日	事項	内容	年月日	事項	内容
23・1・12	設立世話人会設置	世話人は村長推薦による一〇名 世話人会長 加藤仁助	3・20	創立総会	場所 蚕桑小学校 同意者数九八九名 出資口数二、三一五口
2・11	設立発起人会開催	発起人四五名(横田尻一七、高玉一五、山口一三) 発起人会長 小林運太郎	3・20	役員当選公告	
2・15	設立準備委員会開催	蚕桑村役場にて 設立目論見書原案作成	3・25	理事会	組合長選出 組合長 小林運太郎 常務理事 梅津喜一
2・17	設立発起人会開催	設立目論見書決定、場所 蚕桑村役場	4・9	役員会	場所 農業会 設立認可申請書承認
2・20	設立準備委員会開催	出資目標額原案作成	4・23		設立認可申請書を県知事宛提出
2・23	設立発起人会	場所 蚕桑村役場、出資目標額・募集方法決定一口二百円、二千五百口、総額五〇万円 発起人が募集する	5・10		右申請書認可
3・1	設立準備会	場所 蚕桑村農業会 定款作成委員二〇名選出	5・23	役員会	場所 農業会 事業計画、臨時総会の件その他
3・5	定款作成委員会	場所 蚕桑村役場 定款案作成(午前)	5・30	臨時総会	場所 蚕桑小学校 定款一部変更、理事補欠選挙など
3・5	設立発起人会	定款決定(午後)	6・4	役員会	職員の採用について
3・10	設立準備委員会	場所 蚕桑村農業会 創立総会提出議案審議決定	7・1		業務開始
3・10		理事・監事選挙公告 創立総会通知書発送	8・10		登記完了

(2) 発足当初の農協の実態

農協定款第一条には「本組合は農業生産力の増進及農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて、国民経済の発展に寄与することを目的とする」と、謳っている。そしてその目的を実現するために、組合員が、事業または生活上必要な資金の貸付、預貯金の受入れ、事業または生活に必要な物資の供給、共同利用施設の設置など、戦前の信用販賣購買利用組合的なことから、更に農作業の共同化や能率向上のための施設の設備、土地の造成、水利施設の設置管理、産繭の処理など、殆んどすべての面へ手を伸ばした事業が計画され、「組合員のため」を合言葉に、組合長を中心に職員一同懸命の努力がなされた。

組合員には、正組合員と准組合とがあった。正組合員となることができるのは左の各項に該当する農民である。

- ① 組合の地区内で、一反歩以上の土地を耕作する農民。
- ② 組合の地区内で、常時一頭以上の牛馬を飼養する農民。
- ③ 組合の地区内で、一年を通じて二〇グラム以上の蚕種の掃立をする農民。
- ④ 組合の地区内に居住し、一年のうち九〇日以上農業に従事する農民。
- ⑤ 薪炭生産に従事し、生産高が薪一、〇〇〇貫、木炭なら四〇〇貫以上で、前各号の基準の半分以上に達する農民。

准組合員は、正組合員以外で、農協施設を利用することが適当であると認められた人である。

組合員は、一口二〇〇円以上の出資を義務づけられていた。役員は理事一二名、監事三名で、理事の中から互選で組合長が選ばれた。理事は、組合員の投票で選出される。

発足当初の蚕桑村農協組合員総数は、九八九名で、内正組合員九八二名で、出資口数二、三一五口、出資総額

四六万三千円となり、計画の九二パーセント強であった。

では、具体的にどんな事業をどのように行なってきたのかを、業務報告書によって次に見てみよう。

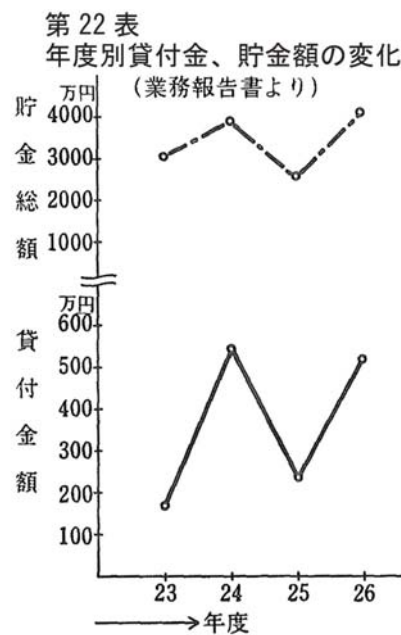
① 金融関係の事業

事業資金・生活資金が比較的気軽に融通して貰えることは、農民にとって便利なことである。しかし、第21表

第21表 年度別貸付金・貯金額比較

年 度	貸付金総額	貯金受入総額
23年	1,752,551 ^円	30,151,407 ^円
24	5,389,522	39,297,485
25	2,385,413	26,357,605
26	5,101,900	41,250,381

(業務報告書より)



を見れば明らかかなように、貯金額に比べ、貸出額が少ないことは、農民の意識の中に、借金に対する恐怖感のようなものが染みついて

いるためであろうか。
貯金高と貸付金の差は、県信連の敵預金に入れている。

② 販売購買事業

組合員から米・麦・雑穀・生繭などを買い取り、手数料をとって他に販売する面と、他

から生産物資（肥料・飼料・農機具・薬剤・種苗など）、生活物資（食料品・衣料品・雑貨・燃料など）を買入れ、それを組合員に販売する面とがある。どちらも重要な農協の仕事であるが、これについても、二十三年から二十六年までの分を比較してその変化の様子をみよう（第23・24・25表）。

この時期は一年毎に貨幣価値が大きく変わったから、額の多寡はそのまま比較できないであろうが、生産物資・生活物資の取扱高における二十五年度の落込み、二十六年年度の上昇傾向などは、当時のドッジ・ライン実施によ

第23表 加工しない買取販売品取扱高

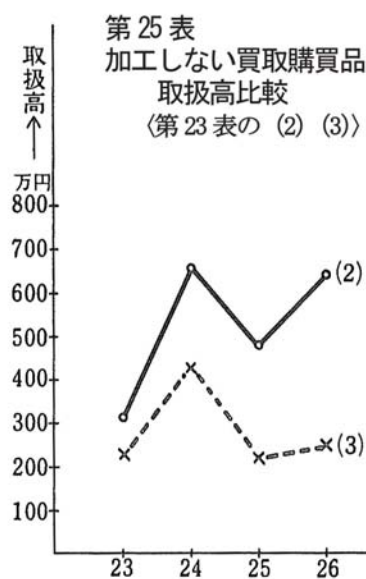
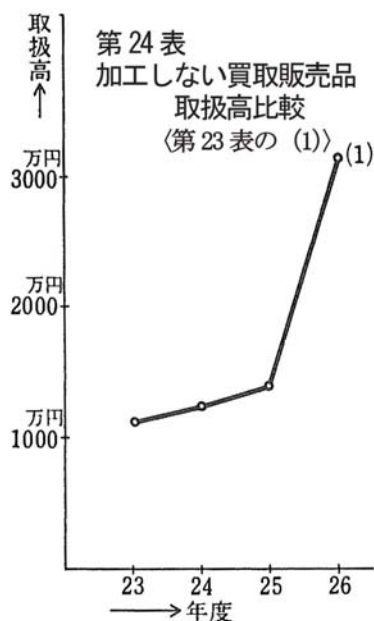
項 年度	加工しない買取販売品 取扱高(1)	加工しない買取購買品取扱高	
		生産物資(2)	生活物資(3)
23年	11,220,029 ^円	3,055,022 ^円	2,375,044 ^円
24	12,597,847	6,595,828	4,200,441
25	13,514,249	4,849,490	2,111,307
26	32,214,916	6,314,218	2,487,185

る不況及び朝鮮動乱による景気の立直りなどの、世情の変化があらわれていたのではあるまいか。兎に角、どの組合も、その運営には随分頭を痛めた。それは底の浅い農家経済が最大の原因ではあろうが、急激に変動する経済情勢に、指導的立場の人が追いつけなかった点もあったのであろう。いくつかの農協では、そのため種々のトラブルも起き、役員の変替などもあって再建に苦悩した。

③ その他の事業

金融・販売購買事業以外にも、

昭和二十三年年度には精米機・脱穀機を購入して組合員の利用に供したり、二十四年度には、和牛・緬羊の種付所の設置、種苗の斡旋、また農業用排水路工事の指導助成など、農業全般について精力的に取り組んだ。二十六年には養蚕技術員一名増強、多大の実績を収め、当時の重要課題であった供米割当完遂運動においても、郡内各町村にさきがけて十二月完納を果すなど、その活躍は多いに見るべきものがあつた。



勿論、こうした活動は、ひとり蚕桑村農協に限らず、白鷹町内の各農協全部に共通していることであった。一方、共通の悩みもあった。それは社会の変化とそれに対応すべき農業の変化とのギャップを埋めるには、各単位農協の規模が小さ過ぎたことである。

(3) 専門農協の発足

① 養蚕農業協同組合設立

養蚕地帯である当地域に、総合農協とは別に、養蚕業のための専門農協が誕生し、総合農協と表裏一体となつて活動を開始することは、至極当然のことかも知れない。

例えば、蚕桑村養蚕農協の場合は、設立のための発起人代表も、事務所も総合農協と同一である。正組合員は、地区内で養蚕に従事する人であればよく、設立に同意した人数は四五〇名であった。

農協法の規定に従つて発起人会が結成され、発起人四〇名の中から、小林運太郎を代表に選任し、昭和二十三年四月五日から位十七日までの間に目論見書を作成し、同日午後の設立準備会に提案可決され、設立が正式に決定した。次いで定款作成委員として、高玉梅津喜一、横田尻木村磯右衛門ら二〇名が選任された。

創立総会は五月十六日、蚕桑中学校にて、二三〇名の出席を得て開催、定款・事業計画などを承認、理事二人、監事三人の役員を選出した。ついで五月三十日、県知事に対する設立認可申請書を提出、六月二十四日付にて認可がおりて、ここに正式発足となった。初代組合長は、小林運太郎であった。

養蚕農協の初年度の事業として取り上げられたのは、蚕種の共同購入・共同催青・稚蚕共同飼育などの共同作業の他、桑園の改良、養蚕必需品の共同購入などで、組合の事業が引き金となつて、それまでの養蚕形態が大きく変つていった。

養蚕農協は、総合農協のある村に一つずつ設立された。ただ白鷹村だけは、総合農協が一村に三組合ありながら、養蚕農協は一つだけであった。こうした変則でも経営できたので、養蚕農協は無出資で、賦課金や県養蚕農協連合会からの交付金で運営できたからである。

② 開拓農業協同組合設立

第二次大戦後、中山・萩野・鮎貝・中善寺・蚕桑北部・蚕桑南部に開拓農家として入植した人々は、物資の特別配給や住宅建築資金受給などから、それまでの開拓農事実行組合を発展解消し、農協法に則った開拓農業協同組合を組織した。昭和二十五年のことで、初代組合長は、白鷹村開拓農協大滝右一で、鮎貝村開拓農協樋口七祐、蚕桑村開拓農協本木与一氏らであった。

農協結成当初は組合費を徴収することもなかったため、経費などは役員負担となり、組合維持は間もなく行き詰まった。そのため、斡旋物資から一定の手数料を徴収することにして経費に充当してきたが、思うような活動は困難であった。

昭和二十九年十月一日、町村合併によって白鷹町が誕生すると、開拓農協にも合併の気運が高まってきたので、町当局が産婆役となって、三十年十月には三農協とも統合のための総会を開き、十二月二十日には正式に合併認可申請書を県知事に提出した。この申請書は翌三十一年二月認可され、ここに新しく白鷹町開拓農業協同組合が誕生した。町当局も開拓者のおかれている状況と、開拓農家の自立促進を配慮して、事務費を補助するなどして、行政面での助成を続けてきた。しかし、開拓農協の運営は必ずしも平穏なものではなく、開拓者の中には多額の負債のため離農するものも現われ、加えて、開拓農家に対する特別補助政策が政府の手で打切られたこともあり、昭和四十七年二月、臨時総会を開いて開拓農協の解散を決議し、同年四月正式に解散した。この農協の結成から

解散までの事情、各開拓地の状況などについては、白鷹町戦後開拓史編集委員会が編集した『拓魂』に詳述されている。

(4) 小規模農協の合併

農協法第五五条には、農業協同組合を設立するには、「十五人以上の農民が発起人となることを要す」と規定している。これを文面通りと受けとめれば、一五人が集まれば一農協が設立されることにもなる。白鷹村はこうした理解の仕方により、三つの農協が誕生していた。中山農協、萩野農協、折居農協である。滝野のうち、折居・西原は折居農協へ、残りは萩野農協へ加盟した。白鷹村以外の町村は、一町村一農協であったが、白鷹村だけは例外であった。しかし、一町村一農協ですら、資金面の脆弱さから、運営に支障をきたした程であるから、大字単位の農協が維持できないのは当然である。十王農協も一村一農協とはいえ、村自体が大字規模のものであったから、同じ悩みを抱えていた。こうした資本力の弱さから抜け出すには、合併せざるを得ないわけで、昭和二十九年には十王・折居両農協が合併して十王農協となり、事務所はそれまで通り十王・折居の二ヶ所においた。中山農協も基盤の弱さから活動停止の状態となり、萩野農協が白鷹村農協となって区域を中山まで拡張した際に吸収された。

しかし、この程度の合併では乗り切れない程経済状況は厳しかったので、一町五ヶ村が合併して白鷹町が誕生していたこともあって、昭和三十三年一月、白鷹・十王の各農協は隣接の荒砥農協と合併し、白鷹農協と称するようになった。

こうして、昭和三十二年末には白鷹町地域内には、白鷹・東根・鮎貝・蚕桑の四農協併立の態勢となったのである。

ある程度規模が平均化されると、相互に研鑽を積み、琢磨しあいながら経営の発展に努力してきた。この頃の大きな事業の一つに、有線放送の施設がある。最初に手掛けたのが蚕桑農協で、昭和三十六年八月であった。有線放送（有放）の目的は、組合員に情報を提供することであった。農事技術指導上の情報、諸連絡など、それによって得られる組合員の便宜は測り知れないものがあつたから、間もなく他の農協にも設置され、三十八年までには、前農協傘下の組合員に有法が普及した。有放は一般通話にも開放されたから、加入者も増加し、その利用度は大いに高まった。しかし、そのことが逆に有放利用にブレーキをかける結果ともなったようである。朝晩の通話ラッシュ時には、相手に通ずるまで長時間を要したのである。そうした状況が、電々公社の普通電話の普及を促し、それが有放利用度を低下させる結果となつて、一時は万能を誇つた有法も、昭和四十六年には一般通話を廃止し、情報放送だけに切換えられた。しかし、これも一年後には廃止となり、ここに有放は完全に姿を消すに至つた。この間約十年であるが、この間有放関係者は、如何に楽しい、有益な放送にするかの研究を進めてきたから、昭和四十四年には、「夜のお知らせ」番組で堂々全国大会出場の榮譽を勝ち取つたこともあつた。

こうした状況下で、農協が更に大きく発展するには白鷹町一円が大同合併し、より強固な基盤を作る必要があるという気運が盛り上り、ここに白鷹町農協の発足を見るに至つたのである。

(5) 白鷹町農業協同組合の発足

① 四農協合併の背景

白鷹町内にあつた白鷹・東根・鮎貝・蚕桑の四農協が、一町一農協の線に沿って合併すべきであるという動きは、昭和三十七、八年頃から澎湃として湧き上つてきた。その動きの背景となつたものを、昭和三十八年十月、白鷹町農協合併研究会による『農協合併に関する報告書』から探ってみよう。

農協が発足した昭和二十三年の時点から三十八年頃までを、活動内容から区分すると、三つの段階がある。第一段階は、二十三年から三十年頃までで、この期間はどの農協も経営上苦しんでいるようである。多分に社会情勢によるものであるうが、経営の不馴れなどもあったのかも知れない。三十一年前後からは、稲作の連続豊作、値上りなどに助けられたこともあって、経営に立直りを見せ始め、事業は大いに拡張の気配を見せた。有線放送網の整備などもその例である。

昭和三十五、六年頃から、「農業の曲り角」が聞かれるようになった。三十年代の日本経済の高度成長化の中にあつて、農業生産の上昇率は、工業生産に比べて遙かに低く、工業生産が三十年代の一〇年間で約二・六倍にな

第26表 摂取総カロリーに占める食品別割合の変化

区分 \ 年度	30年	40年
澱粉質食品	75%	62%
畜産物	2%	6%
油脂類	3%	7%
野菜・果実	4%	5%

(『日本経済読本』による)

つたのに対し、農業生産の上昇は二割強にとどまっている。このような工業生産の大巾な伸びは、勢い工業人口の増加となり、それはそのまま農村の都会化へと進んでいった。そして、農業にとって大きな影響となったのは、都会化した生活から食生活も変った点であろう。食糧の消費量は増大したが、一人当り消費の内容が変り、米麦・いも類などの澱粉質食品の比重が下がり、動物性蛋白質・野菜・果実などの比重が高まった。数量的に見れば第26表のようになる。

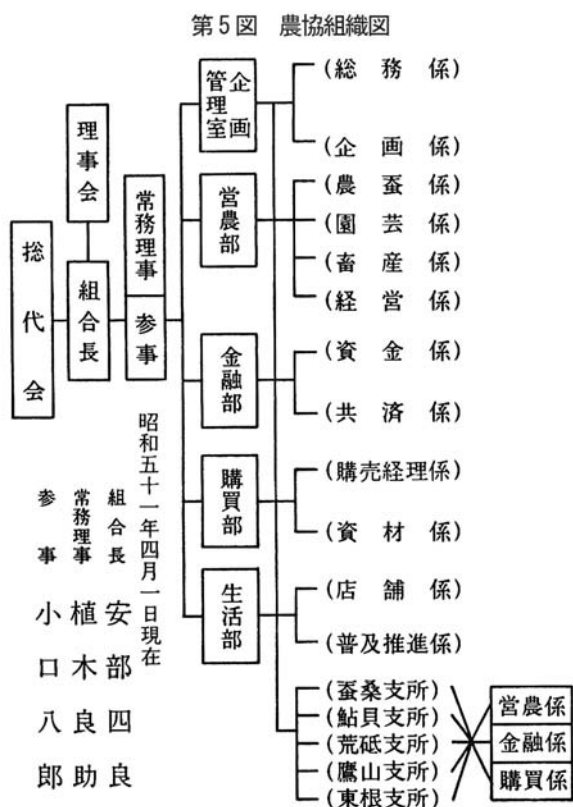
農業はこうして「曲り角」にきた。農家に基盤を置く農協にとつても、そこは曲り角であつた。ここを無事に曲り切るには四農協の合併以外にはなく、合併して資本の集中化を図り、蓄積を行なつて財務の健全化が実現すれば、信用も増し、それが農産物の集荷販売にも好影響をもたらすであろうし、町の経済行政へ強力な発言も可能になろうという見透しを立て、合併に踏み切ることになつたのである。

『日本経済読本』
東洋経済社編

② 合併の実現と合併後の事業

合併には様々な手続きが必要であった。既存の農協の解散、そして新農協設立ということになるので、農協法による解散手続きをとり、続いて新設農協認可手続きをとることになる。それらの手続きが全部終了し、合併が実現したのは、昭和四十年三月三十一日であった。合併したのは勿論白鷹・東根・鮎貝・蚕桑の四農協であるが、もう一つ白鷹町酪農協も加わった。こうして白鷹町農業協同組合が誕生した。

新しい農協は早速将来のあるべき姿を検討し、具体的に、指導体制の量質両面の拡大充実、指導の裏付をした貸付体制の確立、仕入方式の大巾改善、一元集荷に必要な設備の拡充、有法の利用価値拡大と業務の改善など、農協が受け持つ主要事業である営農指導、信用・購買・販売事業その他あらゆる面における基本方針を定めた。そして、逐年この方針に則って努力が積み重ねられた。その結果、合併前の農協ではできなかったような大きな



第27表 組合員数調

地区	区別	正組合員	准組合員	合計
荒砥・十王		594人	145人	739人
鷹山		339	29	368
東根		634	65	699
鮎貝		578	161	739
蚕桑		790	96	886
合計		2,935	496	3,431

(昭和51年6月30日現在)

事業が次々と完成、組合員の利用に供されるようになった。稚蚕共同飼育所、共同選果場、農業倉庫の新築、青果物市場の増改築などがその例である。

尚、農協の組合員数と組織の現況は、第27表、第5図である。